

花巻市ワンストップ就農相談窓口設置要領

第1 趣旨

新規就農者（就農志向者含む）の受入に当たっては、関係機関・団体における役割分担の下で支援を進めている。しかし、新規就農者の支援内容は多岐にわたり、状況に応じて関係する機関・団体が個々に相談対応する従来の方法では、相談者にとって時間がかかること等が課題となっている。

そこで、相談者の利便性向上を図るとともに、より効率的・効果的に就農に結び付けることを目的として、各種相談機能を集約したワンストップ就農相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

第2 設置

相談窓口は、花巻市農林部に置く。

第3 相談の実施

相談の実施について、次のとおり定める。

- （1）相談日は、原則として毎月第2水曜日9時30分～12時とする。
- （2）相談は、原則として予約制とし、予約がない場合は実施しない。

第4 構成機関と相談員の派遣

- （1）構成機関と準構成機関を以下のとおり設置する。構成機関と準構成機関の役割分担は、「花巻市新規就農者確保・育成アクションプラン（令和5～7年度）」に基づき行う。

構成機関：花巻市農林部農政課

県南広域振興局農政部花巻農林振興センター

中部農業改良普及センター

花巻農業協同組合営農部営農企画課

花巻市農業委員会事務局

準構成機関：花巻市地域振興部定住推進課

- （2）相談員の派遣は、以下のとおりとする。

ア 構成機関は、相談内容に関わらず相談日に担当者を派遣する。

イ 準構成機関は、相談内容に応じて事務局からの要請により担当者を派遣する。

第5 対象者

相談窓口の対象者は、花巻市内で新たに就農を希望する者（新規参入）や今後親元で本格的に農業を始める者等とする。

第6 事務局

事務局は、花巻市農林部農政課に置き、相談窓口に関する主な事務を行う。

第7 その他

相談窓口対応終了後、新規就農者に係る情報交換会を開催し、情報共有及び今後の支援内容等について協議する。なお、相談予約がなく相談窓口を開設しない場合であっても、構成機関の担当者を参集し、情報交換会を実施する。

附則

この要領は、平成30年5月15日から実施する。

この要領は、令和2年4月8日から実施する。

この要領は、令和5年4月3日から実施する。